

全会員の力で10万名署名の成功を

2006年4月27日
日本勤労者山岳連盟理事会

すべての地方連盟・会・クラブ・会員のみなさん

新保険業法について、私たち労山や国民の声を届けましょう

新しい保険業法では、「遭対基金」は保険業なので「会社」にしなければなりません。

しかし、「遭対基金」は、営利を目的とする保険事業ではありません。

「遭対基金」は、遭難時の多大な費用負担を軽減するために資金を積み立てる、登山団体による自助・自衛の活動です。ボランティアが運営を支えているため、民間の保険に比べても手厚い給付内容を保ちながら、給付資金も万全に保全しています。

また、「遭対基金」は、山岳遭難を減らすための登山者教育、登山環境の整備など安全対策にも役立っています。

すべての地方連盟・会・クラブ・会員のみなさん

もし、新保険業法に沿った会社組織の対応になれば、維持・運営コストが大きくかさみ、これまでの給付条件は維持されず、会員負担が大きく増えます。また、保険業以外の事業が禁止され、安全対策のための活動ができなくなります。

すべての地方連盟・会・クラブ・会員のみなさん

このように、これまで進めてきたことが後退し、大きな困難をもたらすこととなりますので、新保険業法の対象としないということを求める声を示していきましょう。

また、労山だけではなく、他の健全な「自主共済」も団体の活動に関わる重大な問題として、適用除外の要請をおこなっています。

新保険業法が当初の趣旨に沿って運用されるよう、家族や友人、職場や地域にも署名の輪を大きく広げていきましょう。

すべての地方連盟・会・クラブ・会員のみなさん

当面、2、3か月をめぐり10万筆の署名を目標に取り組み、金融庁に届けます。会員方々の署名の第1次分は5月22日までに、第2次分は6月30日までに労山全国連盟事務所（6月中旬からは新事務所）に送って下さい。

※この要請署名は、家族全員で書けます。まず家族中の署名を集めてください。

※署名用紙郵送の場合は、転送手続きをしますので現住所送付でもかまいません。

新保険業法の対象としないことを求める要請

五味廣文金融庁長官 殿

2006年 月 日

【要請趣旨】

2006年4月1日に施行された新保険業法によって、私たち労山が会員の遭難事故救済を目的に、自主的で健全に運営をしてきた労山遭難対策基金の制度に著しい影響が生じます。

保険業法改正の趣旨は、いわゆる「ニセ共済」への規制が目的でした。私たち労山の遭難対策基金は、あくまで会員の遭難事故に対する相互扶助の制度であり、山での遭難事故防止のための教育活動などに貢献する基金として運営してきました。「ニセ共済」とは全く無縁であり、保険業として扱うこともそぐわない制度です。したがって、私たち労山の遭難対策基金を新保険業法で規制すべきではないと考えます。

私たちは、以下の点を要請いたします。

【要請項目】

1. 労山遭難対策基金を新保険業法の対象としないこと。
2. 市民団体が自主的で健全に行っている共済制度を新たに適用除外とすること。

氏名	住所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

日本勤労者山岳連盟

〒162-0805 東京都新宿区矢来町108番地

TEL 03-3260-6331 FAX 03-3235-4324